（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表第九号中「旅館業法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十八号）」を加え、「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

一　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第四項第一号

二　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第四項第一号

三　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項

（通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条　削除

（罰則に関する経過措置）

第十条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十五号

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「十年」を「十五年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十六号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは、「百分の百六十二・五」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十三万八百円」を「十三万千八百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万三千三百円」を「十一万四千三百円」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百六十二・五」と」の下に「「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と」を加える。

第二十五条の二第二項中「十万円」を「十万千円」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百六十二・五」と」の下に「「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と」を加える。

別表第一自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）を次のように改める。

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	200,600	329,200
	2	202,300	331,400
	3	204,000	333,700
	4	205,700	335,800
	5	207,500	338,100
	6	209,200	340,300
	7	210,900	342,600
	8	212,500	344,900
	9	214,300	346,700
	10	216,200	348,800
	11	218,100	350,900
	12	220,000	353,000